

第15回 公共選択学会学生の集い



衆議院議員総選挙小選挙区における一票の格差の是正
～ウェブスター方式を用いた自動更新制導入を含めた選挙制度改革のあり方～

中央大学横山彰研究会 公共選択班Yパート

矢崎洋平
長島雄大
中野洋輔
古田梨奈

2012年10月23日

第15回 公共選択学会学生の集い

中央大学横山彰研究会 公共選択班Yパート

本稿の主張

最大格差2倍未満の実現・維持のために

- ①一人別枠方式の廃止 ②ウェブスター方式の導入
③定数自動更新制 ④区割り方針の明確化

論題

「一票の格差の問題をどう考え、どうすべきか。」

そして、そうした考察をどのように制度の改革・設計につなげていけばよいか」

第1・2章 問題設定

衆議院議員総選挙小選挙区における格差を最大格差で捉え、是正すべきである。

※是正すべき格差を最大格差2倍以上と設定

制度改革のフローに沿って分析

第3章 現状分析

3-2
一人別枠方式

3-2
都道府県への
議席配分

3-3
制度改革の
プロセス

3-4
都道府県での
区割り確定

第4章 政策提言

4-1
一人別枠方式
の廃止

4-2
ウェブスター
方式の導入

4-3
自動更新制
の導入

4-4
区割り方針の
明確化

公共選択の視点から考察

第5章 実現可能性

政策実現過程における問題点を公共選択の理論で説明

公共選択へ司法の視点を含めた解決策の必要性を問題提起

目次

序章	P.5
【はじめに】	
【本論文の流れ】	
【本研究の意義と独自性】	
第 1 章 論題解釈	P.7
第 1 節 本論文における一票の格差	
第 2 節 一票の格差是正のための制度設計	
第 2 章 衆議院議員総選挙における一票の格差	P.10
第 1 節 現行の衆議院議員総選挙制度	
2-1-1 衆議院議員総選挙の概要	
2-1-2 一人別枠方式	
2-1-3 最大剰余方式	
2-1-4 区割り制度	
第 2 節 衆議院議員総選挙における最大格差と違憲判決	
第 3 節 是正すべき一票の格差	
2-3-1 民主主義における平等	
2-3-2 一人一票の原則	
2-3-3 衆議院議員選挙区画定審議会設置法	
2-3-4 是正すべき一票の格差の基準	
第 4 節 本論文における理想の設定	
第 5 節 結論	
第 3 章 現行の選挙制度分析	P.17
第 1 節 定数配分的前提条件について	
第 2 節 現行制度と他の配分方式の比較	
3-2-1 一人別枠方式の問題点	
3-2-2 最大剰余方式の問題点	
3-2-3 除数方式	
3-2-4 ジェファソン、アダムス方式の問題点	
3-2-5 人口に関係なく公平な配分方式	
第 3 節 選挙制度改正の問題点	
第 4 節 現行の区割り方針の問題点	
第 5 節 結論	

第 4 章 政策提言 P.27

- 第 1 節 一人別枠方式の廃止
- 第 2 節 都道府県への配分方式としてのウェブスター方式の導入
- 第 3 節 定数自動更新制
- 第 4 節 区割り方針の明確化
- 第 5 節 現行の政策との比較

第 5 章 実現可能性 P.30

- 第 1 節 人口の少ない地域からの反発
- 第 2 節 政治家からの反発
- 第 3 節 プリンシパル・エージェント理論

第 6 章 論題への解答 P.32

- 第 1 節 論題への解答
- 第 2 節 残された課題

参考文献・資料 P.34

付表 P.37

序章

【はじめに】

衆議院議員総選挙小選挙区では一票の格差が生じている。2009 年に行われた第 45 回衆議院議員総選挙に対しては最高裁判所から違憲判決が下されており、このまま一票の格差が是正されなければ次回の総選挙が違憲状態で行われることになる。また最高裁判所は第 45 回衆議院議員総選挙で生じた一票の格差に対してではなく、一人別枠方式という制度に対して違憲判決を下している。最高裁判所の違憲判決に対して、政府は一人別枠方式を廃止した上で議員定数案を出しているが、応急処置的な政策であり一票の格差の根本的な解決策を示しているわけではない。恒久的な一人一票の実現のために選挙制度改革を行う必要がある。

本論文では衆議院議員総選挙小選挙区での一票の格差是正のための方策についての研究を行う。シミュレーションを行い、現状の制度において一票の格差を拡大させている要因を探る。その分析をもとに一票の格差を小さくし、それを維持する制度を提示することが本研究の目的である。また、政策の実現可能性についても考察し、我々の政策の実現を目指す。

【本論文の流れ】

本論文は 6 章で構成されている。第 1 章から順を追って説明していく。第 1 章では論題解釈を行い、本論文の方向性を示す。論題解釈をする際は、与えられた論題を前半部分と後半部分にわけて解釈を行う。前半部分の「一票の格差の問題をどう考え、どうすべきか。」では、本論文で扱う一票の格差について定義した。本論文における一票の格差は、衆議院議員総選挙小選挙区におけるものとし、一票の格差を測る指標は最大格差を用いる。また、衆議院議員総選挙の一票の格差は是正すべきであるとの方向性を示す。後半部分の「そして、そうした考察をどのように制度の改革・設計につなげていけばよいか」では、「どのように」の部分で公共選択の理論を用いて実現可能性を考慮しながら解決策を提示すると解釈する。「制度の改革・設計につなげていけばよいか」の部分では、現状の政治家を選ぶプロセスやルールに問題があるとして、一票の格差を小さくするために新たな制度設計を行うと解釈する。

第 2 章では衆議院議員総選挙小選挙区の選挙制度や、国会議員を選ぶプロセスについての現状把握を行う。特に都道府県への定数配分方法、区割り方針についての現状把握を行う。また、衆議院議員総選挙に対する最高裁判所の違憲判決にも触れ、一票の格差の現状を述べる。次に、民主主義の観点、一人一票の原則などの価値基準から、是正すべきである一票の格差の基準を設定する。

第 3 章では現状の選挙制度を分析し、一票の格差を生じさせている要因を探る。定数配

分方法に関して、第 41 回衆議院議員総選挙から第 45 回衆議院議員総選挙、平成 42 年度までの人口変動予測なども加味してシミュレーションを行い、現状の制度の問題点を明らかにする。次に実際に制度改革を行うためにどのようなプロセスを経るのか分析する。最後に都道府県内での区割りの確定方針について考察する。

- 5 第 4 章では第 3 章の現状分析をふまえて政策提言を行う。政策提言は 4 つあり、「一人別枠方式の廃止」、「ウェブスター方式の導入」、「定数自動更新制」、「区割り方針の明確化」を提案する。「一人別枠方式」、「ウェブスター方式の導入」、「区割り方針の明確化」は一票の格差を小さくするための政策であり、「定数自動更新制」は一票の格差を小さくする政策を恒久的に実施していくための制度である。第 4 章では政策提言だけでなく、一票の格差
- 10 に対する民主党案との比較を行い、本論文の政策提言の優位性を示す。

第 5 章では政策提言の実現可能性について考察する。選挙制度改革が進んでいない現状を分析して、公共選択の理論を用いて説明していく。また、選挙制度改革を推し進めていくための司法の役割に注目して、公共選択における司法の位置づけについて言及する。

- 15 第 6 章では論題への解答として、本論文で論題に応えられた点、できなかった点について述べる。また研究を続けていく中で見つかった本論文の課題について述べ、結びとする。

【本研究の意義と独自性】

- 20 先行研究としては、和田(1991)や一森(2003)があげられる。和田(1991)は、中選挙区制の時代に、比例代表制においては選挙区への定数配分の方式としてウェブスター方式(サン=ラグ方式)の優位性を主張している。また、一森(2003)も、各方式について検討を行い、ウェブスター方式の優位性を示すとともに一人別枠方式の問題点について指摘した。本論文の意義と独自性は、現選挙制度のもとでの最新のデータを用いてシミュレーションを行い、合意形成なども含めた包括的な政策を提示している点である。つまり、小選挙区
- 25 制導入後の第 41 回衆議院議員総選挙から違憲状態の判決が出た第 45 回衆議院議員総選挙や、2010 年の国勢調査の確定値、平成 42 年までの将来人口予測のデータを用いてシミュレーションを行い、最適な配分方式を示した。また、これらのデータはすべて有権者数に統一して計算しているため、より忠実に一票の格差を反映することができる。またプリンシパル・エージェント理論により選挙制度改革の困難性を考察し、公共選択の視点を提示
- 30 した。そして、定数自動更新制など、どのように適正な議員配分を維持していくのかを示している。このように、最適な定数配分方式のみならず、選挙制度改革、そして恒久的な一人一票の実現についても言及している点に、本論文の意義と独自性がある。

第 1 章 論題解釈

「一票の格差の問題をどう考え、どうすべきか. そして、そうした考察をどのように制度の改革・設計につなげていけばよいか」

第 15 回公共選択学会学生の集い 論題

5

本章では前半部分の「一票の格差の問題をどう考え、どうすべきか.」と後半部分の「そうした考察をどのように制度の改革・設計につなげていけばよいか」の二つにわけて論題解釈を行う。

10

第 1 節 本論文における一票の格差

本節では論題の前半部分である「一票の格差の問題をどう考え、どうすべきか.」についての論題解釈を行い、以下 3 つの項目を設定し、本論文で扱う問題を明らかにする。第 1 に一票の格差を測る指標の検討である。第 2 にどの選挙を扱うかである。第 3 に一票の格差が問題になる理由である。

15

まず、本論文における一票の格差を測る指標を設定する。一票の格差を測るための指標は複数ある。第 1 の指標が最大格差であり、最高裁判所では一票の格差を量る唯一の指標として扱われている。この最大格差は一票の価値が最大の選挙区と、一票の価値が最小の選挙区の価値を比べ、そこに生じた格差を選挙における一票の格差として表す手法である。

20

第 2 の指標として、LHI(Loosemore-Hanby Index : LH 指標<ルーズモア・ハンビー指標>)が挙げられる¹。この指標は主に欧米の論文²で使用されており、選挙全体の平等度を量る指標である。この指標では最大格差のように一番格差が生じている 2 つの選挙区に注目するのではなく、選挙全体における格差を量ることを主な目的としている。第 3 の指標がジニ係数(ローレンツ曲線)である。この指標は所得格差を表わす時に使われる指標として

25

有名であるが、所得格差だけでなく、ある事象にどのくらい格差が生じているのかを表わすことができる。一票の格差を量る指標として上記の 3 つがあるが、本論文では第 1 の最大格差を用いて一票の格差を考察していく。最大格差を用いる理由としては、個々人の一票の価値を反映するからである。個々人の一票の価値を測ることで、一票の質的な価値に注目することができる。他の 2 つの指標は一票の格差を選挙全体から捉えているので、個々人の一票の価値には注目しない。しかし、最大格差では個々人の一票の価値を測って、そこからどのくらい一票の格差が生じているかを提示する。個々人の一票の価値に注目することで一人一票の原則が守られているのかを確認することができる。

30

次にどの選挙で一票の格差を扱うのかに関して、本論文では衆議院議員総選挙小選挙

¹ Loosemore and Hanby (1971)を参照。

² Kestelman (2005)、Horiuchi and Saito (2003)、Kalogirou and Panaretos (1999)を参照。

区に絞って考察する。その理由は 2 点ある。第 1 に衆議院議員総選挙が近くに控えていることである。衆議院議員総選挙は近いうちに行われる予定であり、現在も積極的に一票の格差についての議論が交わされている。衆議院議員総選挙比例代表には小選挙区ほど大きな一票の格差はないが³、衆議院議員総選挙小選挙区の一票の格差の問題は喫緊の課題であり、本論文で扱うことに意義があると考えられる。第 2 に解題で衆議院議員総選挙小選挙区の一票の格差が言及されていることが挙げられる。今回の論題の解題で、衆議院議員総選挙小選挙区の一票の格差の問題と最高裁判所での違憲判決について触れられており、解題でも衆議院議員総選挙小選挙区の一票の格差を問題と捉えており、本論文でも扱うことにした。従って本論文では参議院選挙の一票の格差については記述しない。

最後に一票の格差がなぜ問題なのか述べる。一票の格差によって生じる問題は、一人一票の原則を逸脱していること、公共投資に歪みが生じていること、国会の運営が支障をきたすことの 3 点である。選挙の公正さを期するために日本国憲法では一人一票の原則が明記され、その中で一票の量的平等と、質的平等について述べられている。詳しくは第 2 章で述べるが、現状の日本の衆議院議員選挙では量的平等は守られている一方で、一票の投票価値にあたる質的平等は守られていない。また選挙の公正さに関する問題だけでなく、一票の格差によって具体的な弊害が生じているものとして、公共投資の歪みを引き起こしていることが挙げられる。このことは平(2004)など⁴で指摘されており、現状の衆議院議員総選挙では一票の価値は人口の多い地方では低く、人口の少ない地方では高い。一票の価値が高い地域では都市部に比べて公共投資が多く配分されている。この公共投資の歪みは問題である。そして最後に国会の運営が支障をきたしていることも一票の格差に付随する問題である。前回行われた第 45 回衆議院議員総選挙に対しては最高裁判所から違憲判決が出されている。この違憲判決は第 45 回衆議院議員総選挙での最大格差 2.30 倍に対して下されたものではなく、一人別枠方式という現行の制度に対して下されたものである。そのため何増何減などの一時的な政策ではなく、一人別枠方式という制度を変更することが求められる。制度を変更するまでは総選挙を行うことはできず、衆議院の解散をすることもできない。このように一票の格差の問題が国会の運営に支障をきたしている。

次に一票の格差の問題を「どうすべきか」について述べ、論文の方向性を示す。本論文では一票の格差は是正すべきであると考ええる。前述の通り、一票の格差があることで一人一票の原則を逸脱しており、公共投資に歪みが生じ、国会の運営が円滑に行われていない。このような問題は一票の格差を原因に起きていると考えられ、一票の格差を是正することで解決に近づく可能性がある。また、現在のように最高裁判所で衆議院議員選挙に対して違憲判決が下されている状態では、次の衆議院総選挙を行うことができない。国会議員を選ぶプロセスに違憲判決が下されている現状を変革していく必要がある。一刻も早く一票の格差を是正していくべきである。

³ 総務省(2012)「選挙関連資料」によると、第 45 回衆議院比例代表の最大格差は 1.127 である。

⁴ 平 (2004)、Horiuchi and Saito (2003) を参照。

第 2 節 一票の格差是正のための制度設計

本節では論題の後半部分である「そうした考察をどのように制度の改革・設計につなげていけばよいか」の解釈を行う。ここでは、「どのように」の部分と「制度の改革・設計」の部分に分けて解釈を行う。

- 5 「どのように」の部分は政策の実現可能性と解釈した。また、政策の実現可能性を示す上で、公共選択を用いる。なぜなら、公共選択とは、「分析対象が政治過程」⁵、つまり、「政治的意思決定に至る過程における参加者(市民、官僚、政治家)の選択行動の研究」⁵である。また、自分たちの政策提言の背景には政治家、そして市民(有権者)というアクターも存在しているため、政策を実現させるための過程を、公共選択を用いて説明することは可能であると私たちは考えた。

- 10 「制度の改革・設計」の部分においても公共選択を用いることは可能だと考える。公共選択においては、市民の選好と政治家たちの集成的意思決定との乖離が生み出す非効率を小さくするという課題にあたって、その関心を行為者の行動を規定し、制約するルールおよび制度的条件に向ける⁶ためである。そのため、制度の改革・設計についても公共選択的
- 15 視点からアプローチすることが可能だと考えられ、一票の格差が生じているという事例に対しては、政治家を選ぶルールやプロセスに問題が生じているというアプローチをすることができる。そのため、本論文では一票の格差が生じている衆議院議員小選挙区における現行の選挙制度を把握し、そこから問題を明確にする必要があり、その問題を解決するための制度の改革・設計を前述の政策の実現可能性を考慮しながら行う。

- 20 また、政策の実現可能性と制度の改革・設計に加えその政策の維持についても言及する必要があると考える。今まで一票の格差が起きては修正するという流れが繰り返されてきた。そのため、今回の政策提言で一票の格差を是正することに加え、その制度が長い期間で効力を発揮し、一票の格差の発生を抑制するための制度を設けることの必要性についても考える。以上より、本論文では政策に実現可能性も考慮するため議会の在り方、定数、
- 25 小選挙区比例代表並列制の変更・改正に関しては議論しないとする。

30

⁵ 加藤(1983)p.25 を参照。

⁶ 加藤(1983)p.42 を参照。

第 2 章 衆議院議員総選挙における一票の格差

本章では衆議院議員総選挙小選挙区における一票の格差について考察する。まず、現行の衆議院議員総選挙の選挙制度についての現状把握を行う。その後、衆議院議員総選挙小選挙区における最大格差と違憲判決について述べ、現状の衆議院議員総選挙小選挙区でどの程度一票の格差が生じているかという現状を把握する。民主主義の観点と一人一票の原則、衆議院議員選挙区画定審議会設置法から、本論文における是正すべき格差の基準を最大格差 2 倍以上と設定する。最後に、本論文での是正すべき一票の格差を設定し、その格差が是正された理想の状態の提示を行う。

第 1 節 現行の衆議院議員総選挙制度

2-1-1 衆議院議員総選挙の概要

本節では現行の衆議院議員総選挙の選挙制度について述べる。日本では、普通選挙法によって導入された中選挙区制が、1945 年から 47 年の間を除いて改正公職選挙法までの期間、選挙制度として用いられてきた。その間、抜本的な見直しはされず、第 2 次世界大戦後の高度成長期の著しい人口変動を経て格差は拡大していった⁷。1960 年に初の違憲・選挙無効訴訟が起こる。中選挙区制では同じ党から複数の候補が立候補するため、政策よりも人柄や利益などが重視されがちな選挙となる。そのため政権交代が起きにくく、利益誘導政治につながる選挙になりがちであるなどの中選挙区制への批判の声が上がり、1994 年に小選挙区比例代表並立制が導入され、現在に至る⁸。

現行の衆議院議員総選挙の選挙制度は、300 議席を小選挙区で、180 議席を比例代表で選出する、定数 480 名の小選挙区比例代表並立制である⁹。小選挙区では 1 選挙区から 1 人の議員を選出する。比例代表は全国 11 の選挙区(ブロック)ごとに行われ、各政党の得票数に応じて議員を選ぶ。投票は二票制で、小選挙区選挙では候補者名を、比例代表選挙では政党名を記載する¹⁰。小選挙区では、得票数の最も多い候補者が当選者となる。比例代表は、事前に比例代表名簿を出して候補者の順位を決めておき、その政党に投じられた票で、割り当てられる議席に応じて、名簿順位 1 番の人から順番に当選する拘束名簿式である。選挙事務の管理については、都道府県、市区町村に設置される選挙管理委員会と、総務省の附属機関である中央選挙管理会が担っている。小選挙区選出議員の選挙は都道府県の選挙管理委員会が、比例代表選出議員の選挙は中央選挙管理会が管理する¹¹。

⁷ 森脇 (1998) p.242 を参照。

⁸ 大竹 (2011) p.115 を参照。

⁹ 「公職選挙法 (平成二四年八月二十二日法律第六十七号)」第 4 条

¹⁰ 総務省「選挙・政治資金」http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/naruhodo/index.html (2012 年 9 月 27 日)

¹¹ 「公職選挙法 (平成二四年八月二十二日法律第六十七号)」第 5 条

2-1-2 一人別枠方式

小選挙区の定数配分には、一人別枠方式が採用されている。人口比例による定数配分の前に、各都道府県に一人ずつ議員を配分した後、残りの議席を各都道府県に配分し、各都道府県が区割りを行って配分するという流れである。選挙区の画定に関しては、内閣府に設置されている衆議院議員選挙区画定審議会が調査し、必要があれば改定案を内閣総理大臣に勧告する¹²。審議会は、7 人の委員によって組織され、国会議員以外の者であって、見識が高く、かつ、衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定に関し公正な判断をすることができるもののうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する¹³。

前述の一人別枠方式とは、衆議院議員選挙区画定審議会設置法に規定されている区割り基準である。衆議院議員選挙区画定審議会設置法には、「各都道府県の区域内の衆議院小選挙区選出議員の選挙区の数は一に、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四条第一項に規定する衆議院小選挙区選出議員の定数に相当する数から都道府県の数に控除した数を人口に比例して各都道府県に配当した数を加えた数とする。」¹⁴とあり、つまり、小選挙区 300 議席のうち、まず 1 議席ずつを別枠として 47 都道府県に割り振り、残りの 253 議席を人口比例で配分するという現状の制度である。一人別枠方式は、1994 年に過疎地への配慮など、地方への厚遇を目的に、小選挙区比例代表並立制と同時に導入された。大竹(2011)は「従来の判例の多数意見では『人口の都市集中化及びこれに伴う人口流出地域の過疎化の現象などにどのような配慮をし、選挙区割りや議員定数の配分にこれらをどのように反映させるか』を立法裁量の範囲内の問題として、一人別枠方式を合憲としてきた。」と指摘している¹⁵。この方式について、最高裁判所は 2011 年 3 月の衆議院議員総選挙違憲無効訴訟の判決で、この制度を導入してから 10 年以上が経過し、過疎地への配慮という制度趣向の合理性は失われたとし、2009 年の衆議院総選挙を違憲状態と判断している。

2-1-3 最大剰余方式

最大剰余方式は、1994 年に公職選挙法改正によって中選挙区制から小選挙区比例代表並立制に選挙制度が変更された際の第八次選挙制度審議会の答申で規定された、衆議院小選挙区の定数配分方式である。最大剰余方式は、比例配分法の中では最も簡便でわかりやすい方法で、広く用いられているため¹⁶、衆議院議員総選挙小選挙区でも用いられることとなった。この方式では、 $\text{議席数} = \text{総議席数} \times (\text{都道府県の人口} \div \text{総人口})$ の整数部分を各都道府県に配分する。その後、総議席数に満たない場合は、小数点以下の大きい都道府県から議席を配分していく。

¹² 「衆議院議員選挙区画定審議会設置法（平成六年二月四日法律第三号）」 第 1 条・第 2 条

¹³ 同上第 6 条

¹⁴ 同上第 3 条

¹⁵ 大竹（2011）p.122 を参照。

¹⁶ 石川（1990）p.26 を参照。

2-1-4 区割り制度

本項では、都道府県への定数配分した後の区割り制度について述べる。区割りは 2-1-2 で述べた通り、内閣府に設置された衆議院議員選挙区画定審議会が、区割りの基準に沿って行っている。平成 13 年 9 月に衆議院議員選挙区画定審議会が発表した「区割り改定案の作成方針」によると、区割り基準の 5 つの方針は、「(1)各選挙区の人口の均衡を図り、各選挙区の人口のうち、その最も多いものを最も少ないもので除して得た数が 2 以上とならないようにすることを基本とする。(2)市(指定都市にあつては行政区)区町村の区域は、分割しないことを原則とする。(3)群(北海道にあつては支庁)の区域は、分割しないことを原則とする。(4)選挙区は、飛び地にしないものとする。(5)地勢、交通、歴史的沿革、人口動向その他の自然的社会的条件を総合的に考慮するものとする。」¹⁷である。この基準を原則として都道府県内で区割りを行っているが、現状では最大格差が 2 倍を超え (1)の基準を達成できていないという問題点を抱えている。

第 2 節 衆議院議員総選挙における最大格差と違憲判決

本節では、過去の一票の格差について争われた議員定数不均衡訴訟(昭和 47 年から平成 21 年の衆議院議員総選挙。表 1 を参照)について述べる。現在の最高裁判所の議員定数不均衡において最大格差 3 倍までは合憲、つまり憲法の許容範囲内と判断している。この基準は、昭和 58 年の議員定数不均衡訴訟で成立したと言われている¹⁸。

昭和 50 年に行われた定数是正の法改正(2.94 倍へ格差縮小)によって、投票価値の不平等は一応解消されていた。しかし、昭和 58 年の選挙では 3.94 倍という格差について、最高裁判所は違憲状態にあるという判断を下した。そのため、昭和 58 年選挙当時は定数不均衡を解消するための合理的期間¹⁹であったとして定数配分規定を合憲とし、これ以後の格差の違憲状態の判断基準は 3 倍となっており、この時にこの基準が成立したと言われている¹⁸。そのため、昭和 47 年、55 年、58 年、平成 2 年はいずれも最大格差が 3 倍を超えているため平等原則違反が有るとして違憲状態、昭和 68 年、平成 8 年、12 年、17 年、21 年の選挙は全て最大格差が 2 倍台なので平等原則違反はなく合憲と判断された。

¹⁷ 衆議院議員選挙区画定審議会(2001)「区割りの改定案の作成方針」

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/singi/senkyoku/14650.html (2012 年 10 月 10 日)

¹⁸ 芦部(2002)を参照。

¹⁹ 合理的期間とは、違憲判決と判断された投票価値の格差に対し是正措置をとるための期間。ただ、具体的な期間は定められていない。

表 1 衆議院議員総選挙における最大格差と違憲判決

	判決	対象選挙	最大格差	平等違反原則違反の有無	違憲か
①	昭51. 4. 14	昭47. 12. 10	4. 99倍	有	違憲
②	昭58. 11. 7	昭55. 6. 22	3. 94倍	有	合憲
③	昭60. 7. 17	昭58. 12. 18	4. 40倍	有	違憲
④	昭63. 10. 21	昭61. 7. 6	2. 92倍	無	合憲
⑤	平5. 1. 20	平2. 2. 18	3. 18倍	有	合憲
⑥	平11. 11. 10	平8. 10. 20	2. 31倍	無	合憲
⑦	平13. 12. 18	平12. 6. 25	2. 47倍	無	合憲
⑧	平19. 6. 13	平17. 9. 11	2. 17倍	無	合憲
⑨	平23. 3. 23	平21. 8. 30	2. 30倍	無	合憲

出所：佐藤（2011）をもとに筆者作成

- 5 しかし、平成 2 年と平成 21 年の選挙は例外である。平成 2 年の選挙は 3.18 倍の最大格差の合憲性が問われ、最高裁判所は違憲状態と判断したが、その定数配分規定施行の日から 3 年 7 ヶ月、国勢調査確定値公表から 3 年 3 ヶ月を経た時点での不平等状態であるから、是正のための合理的期間は経過しておらず、定数配分規定を違憲と断定することは出来ないとした。一方、平成 21 年の選挙は、判決の判断基準が 2.30 倍という格差ではなく、一人別枠方式という制度が違憲状態にあると判断された。詳しくは第 3 章第 2 節第 1 項で言及する。
- 10

第 3 節 是正すべき一票の格差

- 15 前節で述べたように、衆議院議員総選挙小選挙区においては一票の格差が生じている。前回の衆議院議員総選挙小選挙区では最大格差で 2.30 倍の一票の格差があった。これに対して最高裁判所は、一人別枠方式という制度に違憲判決を下し、今までの判例では最大格差 3 倍以上で平等原則違反だという判断を下している。しかし是正すべき格差の基準は、判例の通り最大格差 3 倍以上でいいのだろうか、他の基準はないのかと考え、民主主義や
- 20 一人一票の原則、衆議院選挙区画定審議会設置法を取り上げ考察した。

2-3-1 民主主義における平等

本項では、民主主義における平等とは何かを明らかにする。民主主義の基礎を確立したのは、古代ギリシアのクレイステネスの改革であるとされ、その黄金期はペリクレスの時

代であった²⁰。政治的意思決定機関は全市民の参加する民会であり、日常の行政は任期 1 年で重任は許されない 500 名の議員からなる評議会が担っていた。このような民主主義の元となった古代ギリシアの民主主義は、平等と自由が理念であった²¹。この平等と自由を掲げた直接民主主義では、政治的意思決定の際は全市民が参加せねばならない。しかし、
5 現代社会では例外的な状況を除いてそれは実現不可能である²²。

では、現代社会における民主主義とは何を理念としてどうやって実現するのか。アメリカの政治学者 R. A. Dahl は「政治的平等」と「人民主権」を最大化することが理念としての民主主義の目標であり、民主主義理論の歴史全部に貫通していることだという²³。是正すべき格差の規準を考える上で、Dahl の「政治的平等」という民主主義の理念に着目し、
10 それが現代社会においてどう実現されるのかをみていく。政治的平等について Dahl は「全てのメンバーが、集団の行う様々の政策の決定過程に参画する資格を平等にもっているかのように扱われるようにすることである。そうすれば、他のことがらにかんする場合がどうであったとしても、この集団の運営については、全てのメンバーが政治的に平等であるとみなすことが出来るだろう」²⁴と述べている。その上で彼は、民主主義の理念に合致する
15 5 つの規準である「手続き民主主義のための規準」を提示している。その中の「平等な投票」では「最終的に政策の決定がなされなければならない段階にきたとき、メンバー一人ひとりが、投票する機会を平等かつ実質的にもっていなければならないし、すべての票が平等な重みをもつものとして数えられなくてはならない」²⁵という規準を設けている。つまり、民主主義の理念である「政治的平等」とは、「平等な投票」を含む 5 つの規準に
20 よって実現される。「平等な投票」とは、全てのメンバーが平等に選挙に参加する資格を持っており、全ての票の価値が平等である、すなわち一人一票の原則のことである。

2-3-2 一人一票の原則

一人一票の原則によって「政治的平等」が実現される民主主義における平等について述
25 べる。一人一票の原則は日本国憲法に定められている。原則として選挙人の選挙権を平等に扱うという内容で、日本国憲法 14 条の法の下での平等(「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」)と 44 条の普通選挙(「両議院の議員及びその選挙人の資格は、法律でこれを定める。但し、人種、信条、性別、社会的身分、門地、教育、財産又は収入
30 によって差別してはならない。」)で保障されている。その中で、一人一票の原則は 14 条の平等原則から派生する平等選挙に規定されている。これは、過去に存在した一人に二票以上の投票を認める複数選挙や、身分に応じて投票価値の差異を設ける等級選挙を否定し、

²⁰ 杉本 (2008) p.13 を参照。

²¹ 岡崎 (2012) p.76 を参照。

²² 杉本 (2008) p.17 を参照。

²³ Dahl (1970) p.71 を参照。

²⁴ Dahl (2001) p.62 を参照。

²⁵ Dahl (2001) p.50 を参照。

「一人一票・価値平等の原則」、一票が投票結果に与える影響を平等に扱う「投票価値の平等の原則」を認めている。さらに、公職選挙法 36 条でも一人一票の原則が定められており、衆議院議員総選挙においては、一人一票で一票の価値が平等、つまり、数的平等で価値的平等を目指すとしている。最近の衆議院議員総選挙の最大格差はどの選挙でも 2 倍を超えており、この一人一票の原則に則っているとは言えないため、2 倍未満まで低下させる必要があると考える。また、憲法学界においては、一人一票の原則について芦部信喜は「一票の重みが特別な合理的な根拠もなく選挙区間で二倍以上の較差²⁶を持つことは、平等選挙(一人一票の原則)の本質を壊すことになる」²⁷と述べている。

10 2-3-3 衆議院議員選挙区画定審議会設置法

衆議院議員選挙区画定審議会設置法でも最大格差 2 倍未満を理想とする基準が明記されている。審議会が作成する改定案の基準は、衆議院議員選挙区画定審議会設置法第 3 条によると「各選挙区の人口の均衡を図り、各選挙区の人口(官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口をいう。以下同じ。)のうち、その最も多いものを最も少ないもので除して得た数が二以上とならないようにすることを基本とし、行政区画、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならない。」²⁸規定されている。つまり最大格差 2 倍未満が基本であるということは、衆議院議員選挙区画定審議会設置法でも定められている。

20 2-3-4 是正すべき一票の格差の基準

前述のように、最高裁判所は今までの判例では最大格差 3 倍以上で平等原則違反だという判断を下している。しかし本論文では、民主主義と一人一票の原則、衆議院議員選挙区画定審議会設置法から、是正すべき一票の格差の基準は、最大格差 2 倍以上であると設定する。最大格差 2 倍以上の場合は、一票の価値が重い人々が軽い人々に比べて 2 倍の価値を持っている、つまり一票の価値が重い人々は二票持っていることになる。一人の投票が一票の価値を持つのではなく、二票の価値を持つほどまでに、格差が広がってしまった選挙は平等とは言えず、是正すべきである。

30 第 4 節 本論文における理想の設定

本節では、是正すべき格差の基準を最大格差 2 倍以上とすることを踏まえた上で、本論文における理想の設定を行う。衆議院議員総選挙小選挙区では現状で 2 倍以上の最大格差が生じている。本論文では、2 倍以上の最大格差を是正したうえで、一票の格差をできる

²⁶ 本論文では判決文や引用の場合は「較差」の字を用いるが、他は「格差」を用いる。

²⁷ 芦部(2002) p.134 を参照

²⁸ 「衆議院議員選挙区画定審議会設置法（平成六年二月四日法律第三号）」 第 3 条

だけ小さくすることを理想とする。一票の格差をできるだけ小さくして公正な選挙を目指すことで、一人一票の原則、衆議院議員選挙区画定審議会設置法、そして根本にある民主主義の理論に沿った選挙が実現できると考える。

この理想を達成するために定数配分を適切な方法で行い、都道府県内では最適な区割りを行う。都道府県への定数配分を行う時は、人口の多い都道府県や少ない都道府県に差別のない公正な定数配分を行うこととする。格差を小さくする、かつ公正な定数配分方法を本論文で考察する。また、一票の格差をできるだけ小さくするための区割りの方法も考察する。

10

第 5 節 結論

本章では、まず衆議院議員総選挙の概要、現行の小選挙区の制度や定数配分方法、区割りの方針について述べ、現状把握を行った。その後、現在の衆議院議員総選挙の最大格差が 2.30 倍であることに言及した。過去の一票の格差について争われた議員定数不均衡訴訟を参照し、最高裁判所が最大格差 3 倍以上で平等原則違反としていること、前回の衆議院議員総選挙については一人別枠方式という制度に対して違憲判決を下したことを把握した。本論文では、民主主義の理念と、それに基づき日本国憲法で保障されている一人一票の原則、衆議院議員選挙区画定審議会設置法を根拠として、是正すべき一票の格差を 2 倍以上と設定した。最後に一票の格差が是正された理想の状態を、最大格差を 2 倍未満として、さらにできるだけ格差を小さくすることとして、本論文の方向性を示した。

25

30

35

第 3 章 現行の選挙制度分析

本章では現行の選挙制度分析を行う。本章では現行の選挙制度の問題点について具体的に考察していく。まず定数配分方法に関してのシミュレーションを行い、定数配分の条件を満たしかつ格差が小さい配分方法を探る。その後、これらの定数配分を規定する公職選挙法改定のプロセスについて考察する。最後に現行の区割り制度の問題点を指摘し、そして同じく小選挙区制を導入している国と比較を行い、最後に格差を引き起こす要因について考察を行う。

10 第 1 節 定数配分的前提条件について

定数配分を決定する際的前提条件として Balinsky and Young (1982) では 3 つの条件を提示している。我々もこれに倣い日本における配分方式を検討していく。この前提条件を満たしたものが公正な定数配分といえる。以下 3 つの条件について説明していく。第 1 はパラドクスを起こさないというものである。パラドクスには大きく分けて 2 つあり、一般に人口パラドクスとアラバマパラドクスと呼ばれるものである。前者は人口、後者は議員定数が増えた場合、その都道府県に配分される議員数は据え置きか増加するはずであるのに、その都道府県から議席が奪われてしまう現象である。こうしたパラドクスが生じる場合、公正な定数配分とは言えない。アメリカでは 1901 年の論争の末に、パラドクスの起こる方式は考慮外であるという先例が打ち立てられている²⁹。

20 第 2 は、取り分制約を満たすかどうかである。ある都道府県の取り分は $\text{議員定数} \times (\text{ある都道府県の人口} \div \text{総人口})$ で表わされる。例えば人口比例で計算した値が 12.4 であれば、前後最も近い整数は 12 もしくは 13 が公正な議席数となる。この時、配分される議席数が 11 や 14 の場合は、少なすぎる、または多すぎる配分となるため、公正な議員定数配分とは言えない。

25 第 3 は人口の多い地域、少ない地域に優劣をつけないというものである。各方式の計算法には様々な特徴があり、多い地域に有利な方式もあれば、少ない地域に有利な方式もある。しかし公正な配分を目指すのであれば、人口の大小に関係なく中立な配分方式が選ばれるべきである。現にこの特徴故に政治的要因により中立な配分方式が選ばれなかった歴史がアメリカにはある。日本でも一人別枠方式のような人口の少ない地域を優遇するような制度に対して、2011 年に最高裁判所は違憲判決を下している。

第 2 節 現行制度と他の配分方式の比較

本節では現行制度(一人別枠方式と最大剰余方式)と他の配分方式、主に除数方式につい

²⁹ 「衆議院議員選挙区画定審議会設置法（平成六年二月四日法律第三号）」 第 3 条

て、シミュレーション結果による格差、そして上記の前提条件に照らし合わせ順に検討していく。データは第 41 回から第 45 回衆議院議員総選挙、平成 22 年度国勢調査、平成 27 年度から平成 42 年度までの 5 年おき将来人口予測を使用した。計算には正確な投票の価値をみるために人口ではなく有権者数を使用し、衆議院議員総選挙小選挙区の総議席数は 300 とした。

3-2-1 一人別枠方式の問題点

まず、一人別枠方式の問題点についてみていく。一人別枠方式とは前述の通り、人口比例による議員定数配分の前に、各都道府県に一人ずつ議員を配分する方式である。これは人口の少ない都道府県に有利になるとされてきた。そのため人口の大小によって、一票の価値に差が出てしまう要因であるとされている。実際にシミュレーションを行ったところ、同様の結果が導かれた。表 2 は第 41 回から 45 回衆議院議員総選挙と、平成 42 年まで 5 年ごとの将来人口予測をもとに有権者数を算出し、現行の最大剰余方式と一人別枠方式を併用した場合と、最大剰余方式のみの場合、都道府県に配分した時点でどれだけ格差が生じるかをシミュレーションした結果である。一人別枠方式を併用した場合、第 45 回衆議院議員総選挙では都道府県へ配分時に約 1.80 倍、シミュレーション全体の平均では 1.84 になる。それに対して一人別枠方式を廃止した場合、第 45 回衆議院議員総選挙では 1.63 倍、平均で 1.70 倍となる。このように、一人別枠方式は確実に都道府県への配分時に格差を生んでおり、最終的な最大格差を広げている原因の 1 つと言わざるを得ない。

表 2 一人別枠方式と最大剰余方式の一票の格差

	一人別枠方式+最大剰余方式	最大剰余方式
平成22年度	1.854351969	1.623533089
平均	1.851841641	1.68015438

※第 41 回から第 45 回衆議院議員総選挙、平成 22 年度国勢調査、平成 27 年度から平成 42 年度までの 5 年おき将来人口予測の格差の平均

出所：総務省(2012)「選挙関連資料」、国立社会保障・人口問題研究所(2012)「日本の都道府県別将来推計人口」・総務省(2011)「平成 22 年国勢調査人口(確定値)に基づく試算結果の概要」をもとに筆者作成

また最高裁判所でも一人別枠方式の問題点が指摘されている。2009 年の衆議院議員総選挙における議員定数不均衡訴訟において、2009 年 3 月 23 日の最高裁判所は一人別枠方式という制度に対し違憲状態という判断を下した。このことから一人別枠方式は問題をもつ制度であるといえる。この違憲判決を踏まえると前述の問題点に加えて、この制度の問題は大きく 2 点ある。

第 1 に、選挙区間の投票価値の格差を生じさせていること。2011 年 3 月 23 日の最高裁

判例でも「投票価値の較差を生む主要因」と評された。事実として 2009 年の選挙において、格差が 2 倍以上の選挙区は増加していた。第 2 に、合理性が失われた制度であることである。一人別枠方式は人口の少ない地域の定数の急激な減少への配慮が、小選挙区比例代表並立制導入のために必要だったという状況の下で導入された制度であるため、この制度の合理性には時間的な限界があると考えられる。つまり、選挙制度改革のための一時的な、その場しのぎの制度であったと言える。そのため、導入から 10 年以上経ち、小選挙区比例代表並立制は定着し、安定した運用がなされている現在、一人別枠方式の合理性は失われたと最高裁判所が判断した。

10 3-2-2 最大剰余方式の問題点

次に最大剰余方式の問題点についてみていく。この最大剰余方式の最大の問題点は、人口パラドクス、アラバマパラドクスが発生してしまうことである。これは第 1 節でも述べたとおり、議席が与えられるべき、もしくは据え置きされるべき都道府県から、議席が奪われてしまうものである。最大剰余方式は前述の計算式の性質上、人口、アラバマパラドクスが発生する危険性を常に帯びている。実際に当日有権者数をもとに、前回の選挙と比べた時に、都道府県の当日有権者数が増加しているにもかかわらず、配分される議席数が減ってしまう事例を挙げる(表 3 を参照)。

表 3 最大剰余方式における人口パラドクス

都道府県		有権者数	議席数
長崎県	第42回衆院選	1, 191, 706	4
	第43回衆院選	<u>1, 199, 631</u>	<u>3</u>
宮城県	第44回衆院選	1, 895, 838	6
	第45回衆院選	<u>1, 904, 700</u>	<u>5</u>

出所：総務省(2012)「選挙関連資料」、国立社会保障・人口問題研究所(2012)「日本の都道府県別将来推計人口」・総務省(2011)「平成 22 年国勢調査人口(確定値)に基づく試算結果の概要」をもとに筆者作成

まず長崎県では第 42 回衆院選当時は有権者数が 1,191,706 人であるが、第 43 回衆院選では 1,199,631 人と増加している。しかし議席数は 4 から 3 に減少してしまう。同様に宮城県において第 44 回から第 45 回衆院選にかけて、岡山県において第 45 回衆院選と平成 27 年度将来人口予測で人口パラドクスが生じている。和田(1991)は、1985 年から 1990 年の 5 年間に人口が減少した鳥取県の議席が増加、人口の増加した香川県、熊本県の議席が減少というパラドクスが生じると示している。大和(2003)も 1980 年と 1990 年をもとにしてシミュレーションを行った結果、人口の成長率の低い鳥取県の定数が増加するのに比べ、人口成長率の高い大阪府、熊本県、香川県、東京都の定数が減少することを示してい

る。しかしこれから検討する除数方式はこれらのパラドクスは発生しない計算方式となっている³⁰。最大剰余方式は定数配分的前提条件に合致しないという点を考えると、この方式を採用するべきではない。

5 3-2-3 除数方式

次に除数方式を説明していく。本論文で取り扱う方式はジェファソン、アダムス、ウェブスター、ヒル、ディーンの 5 つの方式である³¹。除数方式は前述の最大剰余方式と違い、アラバマ、人口パラドクスを起こさないのが最大の特徴である。これは計算式の特性上起こらないようになっている。我々のシミュレーション結果でもこの 2 つのパラドクスは各方式ともに発生しなかった。

各方式のシミュレーション結果をみる前に、計算方法を説明していく。除数方式は基本的に 3 つのステップで構成されていて、(1)ある基準人口 d を設定する、(2)各都道府県 i の人口 p_i を d で割った商 p_i/d を計算し、その値をもとに各都道府県 i の定数を決定する、(3)もし上記の方法によって決定された定数の総和が議員総数よりも大きい(小さい)場合、基準人口 d を増大(減少)し、(2)へ戻る。定数の総和が実際の議員定数と一致すれば終了する³²。5 つの方式では(2)の商をどのように取り扱うかで違いが出てくる。ジェファソン方式は p_i/d の小数点以下を切り捨てて、都道府県 i の定数とする。アダムス、ウェブスター方式はそれぞれ切り上げ、四捨五入である。ヒル方式は幾何平均という概念を用い、切り捨てた値 x と切り上げた値 y の幾何平均 $\sqrt{x \times y}$ を計算する。商が幾何平均以上(未満)ならば、切り上げ値 x (切り捨て値 y)を各都道府県 i の定数とする。ディーン方式は調和平均という概念を用い商の小数部分を切り上げた値 x と切り捨てた値 y の調和平均 $\frac{2xy}{(x+y)}$ を計算する。商が調和平均以上(未満)ならば、切り上げ値 b (切り捨て値 c)を各都道府県 i の定数とする。

25 3-2-4 ジェファソン、アダムス方式の問題点

除数方式は人口、アラバマパラドクスは生じないことはすでに述べたが、取り分制約を満たさないことはある。特にジェファソン、アダムス方式は取り分制約を満たさないことがほとんどである。Balinski and Young(1982)によれば、アメリカにおいて除数方式の中の各方式が取り分制約を満たさない期待値を計算したところ、ジェファソン・アダムス方式はほとんどの場合、取り分制約を満たさないことが指摘されている(表 4 を参照)。最小のものは圧倒的に小さい 0.61 という値で、1000 回の内、一度起こるか起こらないかのウェブスター方式である。日本でも同様のことが言える。和田(1991)のシミュレーションも、取り分制約を満たさない確率はウェブスター方式が最も低いことを示している³³。

³⁰ Balinski and Young(1982)p.95 を参照。

³¹ 大和 (2003)、Balinski and Young(1982)を参考に 5 つを取り上げた。

³² Balinski and Young(1982)を参照。

³³ 和田(1991)p.100 を参照。

表 4 各除数方式における取り分制約を満たさない期待値

	ジェファソン	アダムス	ウェブスター	ヒル	ディーン
1000例中の期待値	<u>1,000</u>	<u>1,000</u>	<u>0.61</u>	2.86	15.4

出所：Balinski and Young(1982) をもとに筆者作成

- 5 表 5 は平成 22 年度のデータをもとにシミュレーション行った際の、取り分制約を満たしていない事例である。ジェファソン方式では埼玉県、大阪府、東京都で、アダムス方式では兵庫県、愛知県、神奈川県、東京都で取り分制約を満たさないこととなる。ジェファソン、アダムス方式はこのように第 41 回衆議院議員総選挙から平成 42 年度将来人口予測までのシミュレーションでは、すべてにおいて取り分制約を満たさない事例が発生している。
- 10 このように、ジェファソン、アダムス両方式は取り分制約をほぼ満たさないと言え、人口に比例して定数配分がされているとは言い難い。そのため都道府県への配分方式には適さないと言える。

表 5 第 45 回衆議院議員総選挙における取り分制約を満たさない事例

		人口	取り分	配分議席
平成22年度	ジェファソン方式			
	埼玉県	5857719	<u>16.86254766</u>	<u>18</u>
	大阪府	7193888	<u>20.70896184</u>	<u>22</u>
	東京都	10945883	<u>31.50978627</u>	<u>32</u>
	アダムス方式			
	兵庫県	4528218	<u>13.03532857</u>	<u>12</u>
	愛知県	5921860	<u>17.04718961</u>	<u>16</u>
	神奈川県	7387343	<u>21.2658585</u>	<u>20</u>
	東京都	10945883	<u>31.50978627</u>	<u>29</u>

出所：総務省(2012)「選挙関連資料」、国立社会保障・人口問題研究所(2012)「日本の都道府県別将来推計人口」・総務省(2011)「平成 22 年国勢調査人口(確定値)に基づく試算結果の概要」をもとに筆者作成

3-2-5 人口に関係なく公平な配分方式

- 20 前述の議論からジェファソン、アダムス方式は適切な配分方式ではないと結論付けた。ではウェブスター、ヒル、ディーン方式ではどれが都道府県への配分に最も適した方式なのか。この 3 つの方式に関しては都道府県への配分時での格差はほぼ同等の値となる。(表 6 を参照)

表 6 ウェブスター・ヒル・ディーン方式の都道府県配分時での格差

	ウェブスター	ヒル	ディーン
平成22年度	1.623533089	1.623533089	1.712726641
平均	1.69632842	1.697229042	1.673690829

※第 41 回から第 45 回衆議院議員総選挙、平成 22 年度国勢調査、平成 27 年度から平成 42 年度までの 5 年おき将来人口予測の格差の平均

出所：総務省(2012)「選挙関連資料」、国立社会保障・人口問題研究所(2012)「日本の都道府県別将来推計人口」・総務省(2011)「平成 22 年国勢調査人口(確定値)に基づく試算結果の概要」をもとに筆者作成

- 5 その判断基準となるのが人口に関係なく公平な方式なのかという点である。例えば一人別枠方式は人口の少ない地域に有利な政策であるとして最高裁判所は批判している。人口の多い、少ないなど、人口に比例して配分する上での歪みを生じさせてしまう配分方式は、公平な配分方式とは言えないだろう。

- 10 表 7 は除数方式の 5 つの配分方式が都道府県への配分時に、人口の大小によってどのように優劣をつけるかを表した平均偏差百分率³⁴を比べたものである。ゼロに近づくほど大小によって優劣をつけない配分方式となり、プラスになれば人口の少ない地域に、マイナスになれば人口の多い地域に有利となる。例えばジェファソン方式は人口の多い地域に、アダムス方式は人口の少ない地域にそれぞれかなり有利になる。ウェブスター方式は最も小さく約 2.88 である。理論上、ウェブスター方式は人口の多い地域、少ない地域どちらに
- 15 優劣をつけるかは同じ確率で、ゼロに収束する³⁵。他方ヒル、ディーン方式はどちらかという人口の少ない地域に有利な傾向がある。このように、ウェブスター方式が最も人口によって優劣をつけず、公平な配分方式であると言える。

表 7 除数方式における累積平均偏差百分率の平均値

	ジェファソン	アダムス	ウェブスター	ヒル	ディーン
20 累積平均値	-18.82353609	15.68037058	2.811052009	5.722494423	9.492408014

出所：Pollock, Rothkopf and A.Barnett(1994) p.565 をもとに筆者作成

- 図 1 は累積平均偏差百分率を表したものである。この図を見ると、ディーン方式が上から 2 番目の値を取っていることがわかる。ディーン方式は安定してプラスの値を取り続けており、人口の少ない都道府県に有利な定数配分が行われていることがわかる。ヒル方式はディーン方式ほど大きなプラスの値は取っていないが、安定してプラスの値を取り続けており、ディーン方式と同様に人口の少ない都道府県に有利な定数配分が行われている。ウェブスター方式を見ると、各方式の中で最も 0 に近い値を取っており、人口の多い都道府県、少ない都道府県で区別しないより公正な都道府県への定数配分を行っていることが
- 30 わかる。

³⁴ 平均偏差百分率=100×(上位 3 分の 1 の議席数の平均/下位 3 分の 1 の議席数の平均-1)

³⁵ Pollock, Rothkopf and A.Barnett(1994) p.565 を参照。

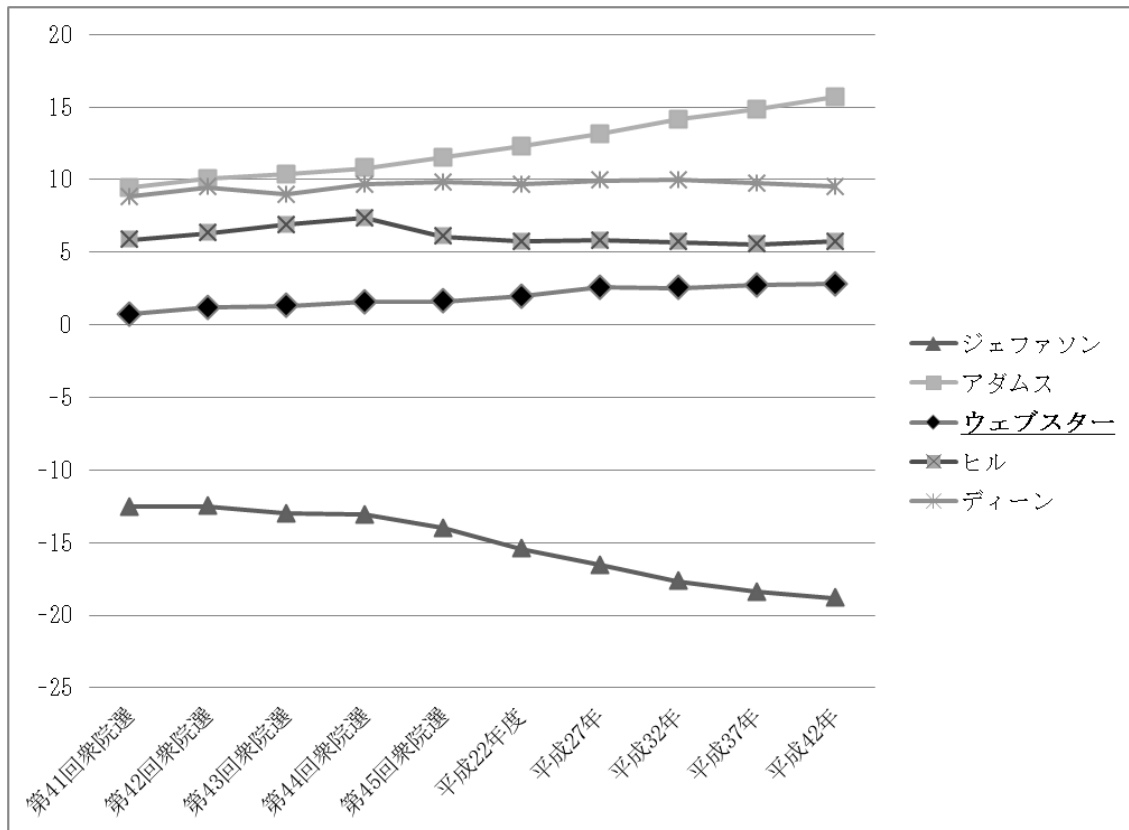


図 1 各除数方式による累積平均偏差百分率の推移

出所：Pollock, Rothkopf and A.Barnett(1994) p.565 をもとに筆者作成

5

第 3 節 選挙制度改革の問題点

次に実際に定数再配分をする時に必要になってくる公職選挙法改正に必要なプロセスにおける問題点について述べていく。2011 年の最高裁判所の違憲判決に対し、2011 年度末から本格的に衆議院議員総選挙の一票の格差の是正について議論が重ねられている。その中で各党独自の改革案を提示してきた。民主党は小選挙区の議席を 296 議席に減らす 5 増 9 減案、また 300 議席のまま据え置き 6 増 6 減案などを掲げた。それに対し自民党は議席を 295 議席に削減する 0 増 5 減案を掲げた³⁶。しかしこの二大政党に対し、中小政党は抜本的な改革を求めた。公明党は小選挙区制をそのままに、比例代表制に中小政党に有利な比例代表連用制を導入することを提案した。また共産党などは、そもそも小選挙区制は大政党に有利であるとし、完全比例代表制を含めた抜本的な制度改革を求めた。そして協議の末、2012 年 8 月 28 日に公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案として衆議院を通過した。内容は一人別枠方式の廃止、小選挙区を 295 議

³⁶ 朝日新聞(2012)「一票の格差是正の優先を提案 与野党協議で民主」
<http://www.asahi.com/politics/update/1025/TKY201110250594.html> (2012 年 10 月 19 日)

席にする 0 増 5 減、比例代表選出議員の 40 名削減、そして比例代表一部連用制を盛り込んだ³⁷。しかし自民党をはじめこの法律案の審議を拒否しており、参議院では可決されずに現在に至っている。次の国会では最終的に 0 増 5 減のみで採決を行い、可決する見通しである。

- 5 今回の公職選挙法改正の流れを考察すると、格差の是正を行うと同時に、定数削減や選挙制度そのものの改革が議論されることにより各党の利害対立が発生し、改正にここまで時間がかかってしまっていると考えられる。また民主党は現在解散権を握っているが、現状の格差を放置したまま解散をすることはできず、解散を引き延ばすためのカードとしてもこの一票の格差の問題は重要となっている。確かに選挙制度改革などの議論も行うべきである。しかし一票の格差の是正を遅らせる理由にはならない。定数削減の議論などと関連させて解散を防ぐことは、解散を行い民意を問うことができる、衆議院の本質にもかかわることであり、違憲状態になることなく常に解散により民意を問うことが出来る状態を整備すべきである。このように、定数削減や選挙制度改革とは切り離して、格差の是正を行うことのできる制度設計を行うべきである。

15

第 4 節 現行の区割り方針の問題点

- 現状の衆議院議員総選挙小選挙区の区割りに関しては第 2 章第 1 節で前述した通りである。衆議院議員選挙区画定審議会の方針では、まず(1)の最大格差が 2 倍を超えることの無いように区割りを行うこととなっている。(2)以降は行政区画を可能な限り割らないようにするということである。しかし現状として格差の問題が取りざたされ、最大格差は 2.30 倍となっている。(2)以降の方針がこれほどまで格差を大きくしているといっても過言ではない。市区町村を割らないようにすることにより、都道府県への定数配分時では格差を 2 倍未満に保っていたものの、区割りを行った結果 2 倍を超えてしまっているのである。実際、行政区画を割らないように区割りを行うことと、一票の格差を小さくすることにはトレードオフの関係があると言わざるを得ない³⁸。しかし日本の現状の方針では、どちらが重視されているのかが明確ではない。

- そこで他の小選挙区制を採用している国の事例を見てみる。各国の方針と事情によって行政区画の保持と一票の格差の問題に対し、どのように折り合いをつけているかを見ていく。アメリカの連邦下院議員選挙の選挙区においては、1960 年代の一連の判決により絶対

³⁷ 民主党(2012)「【衆院本会議】特例公債法案、公選法・区画審設置法改正案を可決」

<http://www.dpj.or.jp/article/101375/%E3%80%90%E8%A1%86%E9%99%A2%E6%9C%AC%E4%BC%9A%E8%AD%B0%E3%80%91%E7%89%B9%E4%BE%8B%E5%85%AC%E5%82%B5%E6%B3%95%E6%A1%88%E3%80%81%E5%85%AC%E9%81%B8%E6%B3%95%E3%83%BB%E5%8C%BA%E7%94%BB%E5%AF%A9%E8%A8%AD%E7%BD%AE%E6%B3%95%E6%94%B9%E6%AD%A3%E6%A1%88%E3%82%92%E5%8F%AF%E6%B1%BA>(2012 年 10 月 19 日)

³⁸ 根本・堀田(2010)p.106 を参照。

平等が求められている³⁹。区割りの第一の基準も人口規模の平等である。第二の基準が人種的・言語的なマイノリティの代表選出力を削いではないというものである。これは連邦投票権法の規定からきている。アメリカは他にも 3 つの基準を考慮して選挙区割りを行っているが、実際に重視されているのは上記の 2 つである⁴⁰。しかしその弊害として、

5 ゲリマンダリングなどの問題が生じている。イギリスが選挙区割りの際に最も重要視する基準は、選挙基数と地理的形状である⁴¹。イギリスの衆議院議員選挙区画定審議会にあたる選挙区画委員会、選挙基数に近づけ、選挙区ごとに人口のばらつきを無くそうとする。また同時に多くの島々や山岳部などとの調整を行う。住民が公聴会で意見を伝えることも可能である。カナダでは基準が州ごとに違うものの、最も多くの州が採用している基準は

10 利益共同体の維持と地理、規模及び形状である⁴²。既存の行政区画を挙げている州は半数にしか満たなかった。公聴会のシステムも存在している。このようにみると、各国トレードオフの関係にあるこの 2 つに対して、基本的には一票の格差を最も重要視しているといえる。しかしカナダに関しては自然的地理的条件が大きく関係しており、一票の格差を是正することがなかなか難しくなっている。

15 小選挙区制の各国の比較をもとに、日本の制度について考察していく。日本ではカナダのように多様な民族が存在しているわけではなく、また国土の大きさを鑑みても広大な地域での過疎化が進んでいるわけではない。市区町村によって違った民族や宗教の共同体がすんでいるわけではない。そのためマイノリティのために市区町村を割らないようにする理由はないはずである。我々の理想設定でも、最大格差を 2 倍未満にすることとした。また現状、日本の衆議院議員総選挙小選挙区では 94 市区町村が、その境界線を割って区割りが行われている⁴³。また芦部(1971)では、区割りの方針の(2)以降のような非人口的要素は考慮に値するが、2 倍以上の格差を容認する理由にはならないとしている⁴⁴。これらの点から考えると、アメリカのように最大格差を 2 倍未満にするということを重視して区割りを行うことが妥当ではないかと考える。

第 5 節 結論

本章では、まず定数配分的前提条件をもとに各配分方式を検討した。その結果、一人別枠方式、最大剰余方式は適切な配分方式とは言えないことを明らかにした。さらに除数方式の 5 つの方式を比較検討していった結果、ウェブスター方式が最も好ましい方式であると結論付けた。次に現状、再配分がなかなか行われない背景として、定数配分や選挙制度

³⁹ 森脇(1998)p.30 を参照。

⁴⁰ 森脇(1998)p.35 を参照。

⁴¹ 森脇(1998)p.110 を参照。

⁴² 森脇(1998)p.151 を参照。

⁴³ 総務省(2010)「平成 22 年国勢調査人口（速報値）に基づく試算結果の概要」

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/singi/senkyoku/02gyosei14_03000009.html (2012 年 10 月 9 日)

⁴⁴ 芦部(1971) を参照。

改革を同時に議論され、合意形成に時間がかかっていることを明らかにした。最後に小選挙区内での区割りについて、小選挙区制を採用している各国を比較し、日本の状況を鑑みた結果、最大格差が 2 倍を超えないようにすることを区割りにおいて最も重視すべき点であると結論付けた。

5

10

15

20

25

30

35

第 4 章 政策提言

本章では政策提言を行う。第 3 章までの現状分析をもとに、一人別枠方式の廃止、都道府県への配分方式としてのウェブスター方式の導入、定数自動更新制、区割り方針の明確化を提言する。最後に現行の制度、民主党案、本論文での政策提言を比べ、我々の政策提言の優位性を示す。

第 1 節 一人別枠方式の廃止

第 1 の政策提言として、一人別枠方式の廃止を提言する。一人別枠方式は第 3 章第 2 節でも述べたとおり、人口に関係なく都道府県へ 1 議席を配分するが故に、格差を増大させている。またこの制度は 1994 年の中選挙区制から小選挙区制への移行時の一時的な政策として導入された。最高裁判所も合理的な期間を過ぎたとして 2011 年の違憲判決の理由としている。2012 年の国会で提出された民主党案もこの一人別枠方式を廃止する方向で検討している。我々も格差や最高裁判所の判例の観点から、一人別枠方式を廃止すべきだと考える。

第 2 節 都道府県への配分方式としてのウェブスター方式の導入

第 2 の政策提言として、都道府県への配分方式としてウェブスター方式を導入することを提言する。現行の制度で使用されている最大剰余方式は、第 3 章第 2 節で述べたとおり、人口パラドクスやアラバマパラドクスが発生してしまうことをシミュレーションによって示した。そしてパラドクスを起こさない方式として除数方式を取り上げた。この中でウェブスター方式は、取り分制約を満たさない確率はほぼゼロに近く、人口の大小によって優劣をつけずに、公正に配分することができる方式であると紹介した。都道府県への議席配分時の格差は、平成 22 年度国勢調査確定値を用いてシミュレーションをした結果、現行の制度の 1.85 から 1.62 に減らすことができる。都道府県内で区割りをを行う際に、どれだけ一票の価値を重視したとしても、この数字以下にすることができない。そのため都道府県配分時にできるだけ格差を小さくすることが求められる。このようにパラドクスを起こさずに、取り分制約を満たし、人口の大小に優劣をつけないことから、我々はウェブスター方式を導入すべきだと考える。

第 3 節 定数自動更新制

第 3 の政策提言として、国勢調査の行われる 10 年ごとに自動的に定数配分を行う、定数自動更新制を提言する。第 3 章第 3 節でも述べたとおり、現状の再配分のプロセスは、

公職選挙法の改正を伴い、その度に定数削減や選挙制度改革などの様々な問題とセットで議論されることにより、都道府県への円滑な定数配分が行われてこなかった。そこで国勢調査が行われる 10 年ごとにウェブスター方式を用いて自動的に配分を行うことを提案する。その他の議論と切り離して配分を行うことにより、迅速に人口に対応した定数配分が行われる。また定数削減などの変更が行われた場合は、再度配分を行う。

第 4 節 区割り方針の明確化

第 4 の政策提言として、衆議院議員小選挙区画定審議会の区割りの方針の明確化を提言する⁴⁵。第 2 章第 1 節第 4 項や第 3 章第 4 節でも示したように、現行の衆議院議員小選挙区画定審議会の方針は大きく 2 つあり、最大格差を 2 倍未満にすることと、行政区画を割らないなどの非人口的要素である。日本ではこの 2 つの優劣が明確ではないために、都道府県への議席配分時では格差は 2 倍未満なのにもかかわらず、最終的に最大格差は 2 倍を超えてしまっている。小選挙区制を採用している他国の基準と比較、検討を行った結果、日本においては非人口的要素を重視するべき理由がないことが分かった。これらの理由から、我々は最大格差を 2 倍未満にするという基準を重要視すべきであると考ええる。

また行政区画を割り、境界線を画定する際には地域の実情を把握している都道府県が区割りを行うことが妥当だろう。そのため衆議院議員小選挙区画定審議会の区割りの方針をもとに、都道府県が実際の区割りを行う。その後、国の第 3 者機関としての衆議院議員小選挙区画定審議会が確認を行い、内閣総理大臣に勧告を行うべきであると考ええる。このような流れで区割りを行うことによって、衆議院議員小選挙区画定審議会が第 3 者機関としての勧告の機能を果たしながら、その地域の地理に合った選挙区の画定を行うことが可能である。

第 5 節 現行の政策との比較

最後に現在提案されている改革案、Y パート案と現行制度の比較を行う(表 8 を参照)。現在国会で検討されている案は、第 3 章第 3 節の通り民主党案の 0 増 5 減案である。この案は衆議院議員総選挙小選挙区において山梨県、福井県、徳島県、高知県、佐賀県から各 1 議席ずつ削減するものである。それに伴い衆議院議員総選挙小選挙区の総議席数は 300 議席から 295 議席へ削減される。現行制度と我々の Y パート案と比較すると、まず小選挙区の総議席数は民主党案が 295 議席だが、他の 2 つは 300 議席である。一人別枠方式に関しては、民主党案、Y パート案ともに廃止する方向である。しかし大きく違う点は配分方式と区割りの方針の変更である。民主党案は配分方式、区割り方針については言及がない

⁴⁵ 実際にこの方針に基づき、2011 年現在一票の重みが最大の高知県、最小の千葉県、またウェブスター方式で配分した際に一票の重みが最大の鳥取県、最小の島根県を実際に行った。(付表 2)

が、Y パート案ではウェブスター方式を導入し、区割りの方針もより明確なものに変更する。その結果として現行制度での格差は 1.85、民主党案では 1.83 だが、Y パート案では 1.62 と最小となっている。

5 表 8 現行制度・民主党案・Y パート案の比較

	小選挙区数	一人別枠方式の有無	配分方式	区割りの方針の変更の有無	格差
現行制度	300	有	最大剰余方式	無	1.85
民主党案（0増5減）	295	無	最大剰余方式	無	1.83
Y パート案	300	無	ウェブスター方式	有	<u>1.62</u>

10

15

20

25

30

第 5 章 実現可能性

本章では政策の実現可能性について述べる。まず、我々が政策提言をすることに対して、予測される反発を 2 点挙げ、政治家の個々の利益追求による利害対立という問題を解決できれば実現可能性が高まると考える。その問題を公共選択の理論の 1 つであるプリンシパル・エージェント理論を用いて説明し、その問題の解決策について言及して、そこから新たに浮かび上がった公共選択における司法の位置づけについて考察を述べる。

第 1 節 人口の少ない地域からの反発

政策提言では、一人別枠方式の廃止、都道府県への配分方式としてのウェブスター方式の導入、自動更新制の導入、区割り方針の明確化を提言した。これらの政策提言を取り入れることに対して、予測される反発について考察する。一人別枠方式の廃止と都道府県への配分方式としてのウェブスター方式の導入によって、人口の少ない都道府県に多く配分されていた分の議席が削減されることから、議席の配分過多により、恩恵を享受していた人口の少ない地域からは反発があることが予測される。しかし、第 2 章第 1 節第 2 項や、第 4 章第 1 節で述べた通り、一人別枠方式は、人口の都市集中化やそれに伴う人口流出地域の過疎化の現象などに配慮した政策であるが、中選挙区制から小選挙区制の移行の際に、あくまで一時的に導入された政策である。最高裁判所も合理的な期間を過ぎた制度であるため、違憲状態と判断している。そのため、一人別枠方式の廃止と都道府県への配分方式としてのウェブスター方式の導入は、公正な選挙に向けての政策として容認せざるを得ないと考えられる。

第 2 節 政治家からの反発

前述の問題点に加え、政策提言を行うことで選挙区や定数配分の変更が行われるため、従来の選挙区で議席を獲得している政治家は反発する可能性が高いことが予測される。この反発は、政治家が個々の利益を追求しているために起こる。政治家の個々の利益追求による利害対立は、第 3 章第 3 節で述べた通り、選挙制度改革に時間がかかるという原因でもあり、我々の政策の実現過程での問題点でもあると考える。

実際に、現在民主党が選挙制度改革案を出しているが、他党が各々の法案を主張し反発しているため、選挙制度改革は遅々として進んでいないという現状がある。この問題の根本は、各党が自党の利益を得ること、つまり票を得やすい状況を作り選挙で勝つことを目的としているためであると考察できる。この現状のように反発する政治家の存在が政策実現過程における問題であるため、合意形成が必要となってくる。次節では、プリンシパル・エージェント理論を用い政策実現が難しいという現状を説明し、その解決策を検討する。

第 3 節 プリンシパル・エージェント理論

前節で述べたように、政策の実現過程での問題点は反発する政治家との合意形成をすることである。また、政治家の目的は、政党の維持、選挙に勝つことである。しかし、投票者の目的は政党の維持、選挙に勝つことではない。ここで、政治家と投票者の間に目的の違いが生じる。このように、政治的意思決定者の目的と、投票者の目的が異なっている場合、プリンシパル・エージェント理論で説明することができる。本来、プリンシパルのために忠実に行動すべきであるエージェントが、プリンシパルの不利益となるような行動をとることができる場合に生じる。つまり、選挙制度改革の場合、エージェントが政治家で、プリンシパルが投票者である。政治家は、投票者や納税者のために忠実に、慈悲深く行動しているとは言えず、党利党略を優先することによって意見が対立しているため、一票の格差が是正されず、公正な選挙が実現されないという投票者にとっての不利益な状況が起こっているのである。また、投票者は政府における意思決定について不完全な情報しか持たないという、プリンシパル・エージェント理論における情報の非対称性が存在する⁴⁶。

以上のように、政治家と投票者の現状はプリンシパル・エージェント理論を用いて説明することができた。このプリンシパル・エージェント理論が成立してしまう関係が問題であり、その解決策を示すことができれば、政策の実現可能性も示すことができる。

しかし、一票の格差の是正に関しては政治家、有権者に加え裁判所という新たなアクターも考慮する必要がある。なぜなら、最高裁判所が国会の定めた選挙制度に対して違憲判決を下し、国会が動いたためである。そのため、裁判所と政治家の関係についてもプリンシパル・エージェント理論を用いて説明する。

裁判所と政治家、つまり司法と立法のプリンシパル・エージェント理論は Ramseyer and Rosenbluth(1993)によると、「日本の場合には当てはまらない」⁴⁷と述べられている。しかし、自民党はこの例外と言え。なぜなら、「事実上、日本の裁判官は、自民党という本人の代理人であったといえる。」⁴⁸という主張があるからである。しかし、現在は民主党が政権を握っており、かつ、最高裁判所から違憲判決を受けている。この現状からは、自民党時代のような関係は必ずしも成り立たないことが考察できる。

結論として、政治家と投票者の関係はプリンシパル・エージェント理論を用いて説明することができた。しかし、現状を踏まえるとこの二者間の関係にさらに裁判所が介入する。そのため、政治家と裁判所の関係もプリンシパル・エージェント理論を用いて説明する必要があったが、現存の理論ではその関係を説明することはできず、並びに、政策の実現可能性を示すことはできなかった。この政策の実現可能性における政治家と裁判所の関係は課題で述べることにする。

⁴⁶ Hillman(2003)p.104 を参照。

⁴⁷ Ramseyer and Rosenbluth(1993) p.163 を参照。

⁴⁸ Ramseyer and Rosenbluth(1993) p.181 を参照。

第 6 章 論題への解答

本章では第 1 章で提示した論題解釈の解答を行う。本論文で論題に対して解決策を提示できた点、提示できなかった点を説明して、最後に本論文の課題について述べる。

5

第 1 節 論題への解答

本節では第 1 章で提示した論題への解答を、第 1 章と同様に論題の前半部分と後半部分に分けて論題への解答を行う。まず、前半部分の「一票の格差の問題をどう考え、どうすべきか。」に対する解答をする。本論文では「一票の格差の問題をどう考え」に対しては、
10 民主主義の理念と、それに基づき日本国憲法で保障されている一人一票の原則、衆議院議員選挙区画定審議会設置法を根拠として、是正すべき一票の格差を最大格差 2 倍以上と設定した。「どうすべきか」の部分に対しては、最大格差 2 倍以上の現状を問題と捉えて、最大格差を 2 倍未満にすることを本論文における理想の設定とした。

次に論題の後半部分である「そして、そうした考察をどのように制度の改革・設計につ
15 なげていけばよいか」に対する論題への解答を行う。我々は、制度設計・改革を現状の選挙制度と政策の実現可能性、恒久的な政策の実現を考慮し行った。一人別枠方式の廃止、都道府県への配分方式としてのウェブスター方式の導入、定数自動更新制、区割り方針の明確化を提言した。これらにより、一票の格差を是正することができ、一人一票の実現に近づくことができる。しかし、政策の実現可能性は、公共選択のプリンシパル・エージェ
20 ント理論を用いて現状の政策の実現が難しい状態を説明することができたが、裁判所と政治家の関係を説明することができず、その問題の解消、つまり、政策を実現させる方法を示すことができなかった。これに関しては、公共選択の限界として公共選択における司法の位置づけを課題で述べる。

25

第 2 節 残された課題

公共選択における司法の位置づけ

第 5 章 2 節において、公共選択を用いて本研究における政策の実現可能性を示すことができなかった。プリンシパル・エージェント理論を用いて政策の実現過程における問題を
30 説明することはできたが、裁判所というアクターをその理論に当てはめて、今回の事例を説明することができなかった。その大きな理由は裁判所と政治家の関係では、政権与党が自民党の場合を除いてプリンシパル・エージェント理論は「日本の場合にはあてはまらない」⁴⁹ためである。一票の格差における現状の裁判所と政治家の関係は、最高裁判所と国会の関係と考察できる。最高裁判所は国会の作った選挙制度に違憲判決を下した。この両

⁴⁹ Ramseyer and Rosenbluth(1993)p.181 を参照。

者の間で現状のプリンシパル・エージェント理論を用いるのは困難だと考えることができる。

以上のことより、裁判所と政治家の関係性を公共選択を用い説明することは困難であると判断した。並びに、その解決策、つまり本研究の政策提言の実現可能性を示すことが

5 できなかったこと本研究の課題とする。

抜本的な改革の検討

本論文は、抜本的な選挙制度改革の検討を行わなかった点に課題が残されている。衆議院では議員定数の削減が議論されているが、本論文は議席に変動がないという前提で議論を進めてきた。また参議院議員選挙においても 2012 年 10 月 17 の最高裁判所が違憲状態

10 であると判断した。このように一票の格差の問題が取りざたされており、参議院の選挙制度改革についても検討の必要があるだろう。両院で一票の格差が問題になっている背景には、両院の役割分担やねじれ国会への対応がある。これらの問題の解決に至る包括的な制度設計が必要になってくる可能性もある。参議院、そして日本の議会制度そのものへの考察が課題として残るだろう。

15

20

25

謝辞

本論文は 2012 年 11 月 24・25 日に開催される、第 15 回公共選択学会「学生の集い」のために執筆したものである。論文構想段階から、本論文執筆の各過程において、指導教授である横山彰教授、また矢尾板俊平先生や宮下量久先生から暖かいご指導をいただいた。

30 また、横山彰研究会の OB の方々、中央大学総合政策学部横山彰研究会 15 期の先輩方、中央大学 FLP 横山彰ゼミの方々、同期の皆からも数多くの有益なコメントを頂戴した。ここに記して感謝の意を表したい。

本論文における誤り、主張の一切の責任は筆者に帰するものである。また、本論文に関するご意見、ご指摘は下記の連絡先までお寄せ願いたい。

35

中央大学総合政策学部 3 年 横山彰研究会
公共選択班 Y パート 矢崎洋平
yattsuaan@gmail.com

参考文献・資料

参考文献

- ・ 芦部信喜(1971)『憲法と議会政』東京大学出版
- ・ 芦部信喜(2002)『憲法(第3版)』岩波書店
- 5 ・ 石川真澄(1990)『選挙制度—ほんとうはどう改革すべきか』岩波ブックレット
- ・ 一森哲夫(2009)「投票価値の平等と格差について」『日本応用数理学会論文誌』第19巻
2号, pp.159-168.
- ・ 宇佐美誠(1995)「司法審査と公共選択—立法裁量権の予備的検討(二)・完」『中京法學』
第29巻, pp.51-53.
- 10 ・ 大竹昭裕(2011)「判例研究 衆議院選挙区割りとう票価値の平等[最高裁大法廷平成
23.3.23 判決]『青森法政論叢』第12号, pp.115-122.
- ・ 岡崎久彦・長谷川三千子(2012)『日本の民主主義に将来はあるか』海竜社
- ・ 加藤寛(1983)『入門公共選択—政治の経済学—』三嶺書房
- ・ 佐藤令(2011)「衆議院及び参議院における一票の格差」『調査と情報』第714号, pp.1-12.
- 15 ・ 杉本稔(2008)『デモクラシーの政治学』北樹出版
- ・ 平剛(2004)「国による公共投資の地域間配分—パネル分析による政治要因の検証」『立命
館経済学』第53号, pp.193-211.
- ・ 根本俊男・堀田敬介(2005)「公平な小選挙区制のための数理モデル」『公平社会の数理モ
デル特集』第49巻3号, pp.78-83.
- 20 ・ 根本俊男・堀田敬介(2010)「平成の大合併を経た衆議院小選挙区制区割り環境の変化と
一票の重みの格差」『日本オペレーションズ・リサーチ学会和文論文誌』Vol.53, pp.106-107.
- ・ 森脇俊雅(1998)『小選挙区制と区割り—制度と実態の国際比較』芦書房
- ・ 大和毅彦(2003)「議員定数配分について」『日本オペレーションズ・リサーチ学会』Vol.48,
pp.23-27.
- 25 ・ 和田淳一郎(1991)「議員定数配分方式としてのサンラグ方式」『公共選択研究』第26号,
pp.58-67.
- ・ Kuwaura, A. (2003), “Public resource allocation and electoral systems in the U.S. and
Japan”, *Public Choice*115 (1-2), pp.63-81.
- ・ Hillman, A. (2003), “Public Finance and Public Policy: Responsibilities and
30 limitations of Government”, *Cambridge University Press*. (井堀利宏訳(2006)『入門 財
政・公共政策—政府の責任と限界』勁草書房)
- ・ Balinski, M, L. and Young, H, P. (1982), “Fair Representation: Meeting the Ideal of
One Man, One Vote”, *Yale University*. (越山康・一森哲男訳(1987)『公正な代表制—ワン・
マン—ワン・ヴォートの実現を目指して—』千倉書房)

・ Ramseyer, J. M. and Rosenbluth, M. F. (1993), “JAPAN’S POLITICAL MARKETPLACE”, *President and Fellows of Harvard College*. (加藤寛監訳(1995)『日本政治の経済学—政権政党の合理的選択—』弘文堂)

・ Saito, J. and Horiuchi, U. (2003), “Reapportionment and Redistribution: Consequence of Electoral Reform in Japan”, *American Journal of Political Science* 47(4), pp.669-682.

・ Kalogirou, A. and Panaretos, J. (1999), “Analysis and Comparison of Greek Parliamentary Electoral Systems of the Period 1974-1999”

http://mpira.ub.uni-muenchen.de/6284/1/MPRA_paper_6284.pdf (2012 年 10 月 23 日)

・ Kestelman, P. (2004), “Apportionment and Proportionality: A Measured View” *Voting Matters*, Issue 20, pp.12-15 .

・ Loosemore, J. and Hanby, V. (1971). “The Theoretical Limits of Maximum Distortion: Some Analytical Expressions for Electoral Systems.”, *British Journal of Political Science* 1, pp.467-477.

・ Dahl, R. A. (2000), “On Democracy”, *Yale University Press*. (中村孝文訳(2001)『デモクラシーとは何か』岩波書店)

・ Dahl, R. A. (1956), “A Preface to Democratic Theory”, *University of Chicago Press*. (内山秀夫訳(1970)『民主主義理論の基礎』未来社刊)

・ Pollock, S. M. , Rothkopf, M. H. and Barnett, A. (1994), “OPERATIONS RESEARCH AND THE PUBLIC SECTOR”, *Massachusetts Institute of Technology*. (大山達雄監訳(1998)『公共政策 OR ハンドブック』朝倉書店)

・ Meyer, S. A. and Naka. S. (1991), “The determinants of Japanese local-benefit seeking” *Contemporary Economic Policy*, 17(1), pp.87-96.

資料

・ 朝日新聞(2012)「一票の格差是正の優先を提案 与野党協議で民主」
<http://www.asahi.com/politics/update/1025/TKY201110250594.html> (2012 年 10 月 19 日)

・ 国立社会保障・人口問題研究所(2007)「日本の都道府県別将来推計人口」
<http://www.ipss.go.jp/pp-fuken/j/fuken2007/t-page.asp> (2012 年 10 月 9 日)

・ 衆議院議員選挙区画定審議会(2001)「区割りの改定案の作成方針」
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/singi/senkyoku/14650.html (2012 年 10 月 10 日)

・ 総務省(2012)「選挙関連資料」
http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/data/index.html (2012 年 10 月 9 日)

・ 総務省(2011)「平成 22 年国勢調査人口(確定値)に基づく試算結果の概要」

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/singi/senkyoku/02gyosei14_03000009.html
(2012 年 10 月 9 日)

・総務省(2012)「選挙・政治資金」

http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/naruhodo/index.html (2012 年 9 月 27 日)

・民主党(2012)「【衆院本会議】特例公債法案、公選法・区画審設置法改正案を可決」

<http://www.dpj.or.jp/article/101375/%E3%80%90%E8%A1%86%E9%99%A2%E6%9C%AC%E4%BC%9A%E8%AD%B0%E3%80%91%E7%89%B9%E4%BE%8B%E5%85%AC%E5%82%B5%E6%B3%95%E6%A1%88%E3%80%81%E5%85%AC%E9%81%B8%E6%B3%95%E3%83%BB%E5%8C%BA%E7%94%BB%E5%AF%A9%E8%A8%AD%E7%BD%AE%E6%B3%95%E6%94%B9%E6%AD%A3%E6%A1%88%E3%82%92%E5%8F%AF%E6%B1%BA> (2012 年 10 月 19 日)

・NHK 解説アーカイブス(2012 年)「時事公論 残された 1 票の格差の責任」

<http://www.nhk.or.jp/kaisetsu-blog/100/130234.html> (2012 年 10 月 18 日)

付表 1 衆議院議員総選挙小選挙区シミュレーション結果

第45回衆議院議員総選挙				
	当日有権者数	取り分	最大剰余方式＋ 一人別枠方式	ウェブスター
北海道	4,605,761	13.29231089	12	13
青森県	1,163,132	3.356820328	4	3
岩手県	1,110,733	3.205595851	4	3
宮城県	1,904,700	5.496999205	6	5
秋田県	932,585	2.691457449	3	3
山形県	969,259	2.797299287	3	3
福島県	1,663,013	4.799486081	5	5
茨城県	2,421,480	6.988435782	7	7
栃木県	1,629,543	4.702891046	5	5
群馬県	1,628,000	4.698437919	5	5
埼玉県	5,791,895	16.71551541	15	17
千葉県	5,028,690	14.51289176	13	15
東京都	10,601,391	30.59580926	27	31
神奈川県	7,276,981	21.0015009	19	21
新潟県	1,970,824	5.687834284	6	6
富山県	905,002	2.611852404	3	3
石川県	944,199	2.724975667	3	3
福井県	654,338	1.888431493	3	2
山梨県	701,958	2.025863689	3	2
長野県	1,760,336	5.080362048	5	5
岐阜県	1,689,575	4.876144501	5	5
静岡県	3,076,497	8.878826882	8	9
愛知県	5,815,368	16.78325892	15	17
三重県	1,504,596	4.342291708	5	4
滋賀県	1,100,847	3.177064673	4	3
京都府	2,099,450	6.059051284	6	6
大阪府	7,082,281	20.43959312	18	20
兵庫県	4,538,660	13.09865617	12	13
奈良県	1,154,425	3.331691766	4	3
和歌山県	850,860	2.455597597	3	2
鳥取県	486,870	1.405115768	2	1
島根県	595,321	1.718107347	2	2
岡山県	1,577,681	4.553216361	5	5
広島県	2,325,383	6.711098074	7	7
山口県	1,212,508	3.499320372	4	3
徳島県	660,385	1.905883247	3	2
香川県	830,735	2.397516477	3	2
愛媛県	1,200,601	3.464956551	4	3
高知県	643,154	1.856154264	2	2
福岡県	4,087,900	11.79775453	11	12
佐賀県	688,948	1.98831659	3	2
長崎県	1,179,574	3.404272242	4	3
熊本県	1,489,221	4.297919175	5	4
大分県	991,506	2.861504538	3	3
宮崎県	934,523	2.697050553	3	3
鹿児島県	1,402,052	4.046347839	4	4
沖縄県	1,066,701	3.07851869	4	3
計	103,949,442	格差	1.803930334	1.635655386

平成22年度国勢調査確定値				
	人口（20歳～）	取り分	最大剰余方式＋ 一人別枠方式	ウェブスター
北海道	4581707	13.18930673	12	13
青森県	1129047	3.250174487	4	3
岩手県	1091641	3.142494269	4	3
宮城県	1902422	5.476480118	6	5
秋田県	912929	2.62803811	3	3
山形県	960934	2.766229546	3	3
福島県	1639519	4.719664305	5	5
茨城県	2412286	6.944219694	7	7
栃木県	1625935	4.680560202	5	5
群馬県	1625784	4.68012552	5	5
埼玉県	5857719	16.86254766	15	17
千葉県	5045772	14.52520526	13	14
東京都	10945883	31.50978627	28	31
神奈川県	7387343	21.2658585	19	21
新潟県	1950307	5.614326111	6	6
富山県	899589	2.589636407	3	3
石川県	944533	2.719016178	3	3
福井県	647658	1.864405563	3	2
山梨県	698018	2.00937631	3	2
長野県	1752112	5.043784467	5	5
岐阜県	1680530	4.837722194	5	5
静岡県	3062693	8.816538771	8	9
愛知県	5921860	17.04718961	15	17
三重県	1500900	4.3206234	5	4
滋賀県	1113598	3.20570163	4	3
京都府	2128741	6.127981995	6	6
大阪府	7193888	20.70896184	18	21
兵庫県	4528218	13.03532857	12	13
奈良県	1136314	3.271093915	4	3
和歌山県	818423	2.355984785	3	2
鳥取県	477848	1.375575488	2	1
島根県	588652	1.694545676	2	2
岡山県	1568549	4.51536379	5	5
広島県	2305528	6.636896679	7	7
山口県	1197319	3.4467083	4	3
徳島県	646577	1.861293701	3	2
香川県	804749	2.3166216	3	2
愛媛県	1171936	3.373638553	4	3
高知県	630602	1.815306654	2	2
福岡県	4094382	11.78644991	11	12
佐賀県	679485	1.956025578	3	2
長崎県	1155690	3.326871382	4	3
熊本県	1466049	4.220298231	4	4
大分県	977992	2.815334213	3	3
宮崎県	916612	2.638640319	3	3
鹿児島県	1380865	3.975080039	4	4
沖縄県	1054990	3.036987461	4	3
計	104214128	格差	1.854351969	1.623533089

付表 2 区割り案⁵⁰

都道府県		選挙区	有権者数	市区町村・地域
千葉県	第1区	402811	中央区、稲毛区、美浜区	
	第2区	429499	花見川区、習志野市、八千代市	
	第3区	326078	緑区、市原市	
	第4区	345776	船橋市の（本町、湊町、葛飾、夏見、前原、習志野台、新高根）地区	
	第5区	412724	市川市（本庁管内の一部）、浦安市	
	第6区	351137	市川市（本庁管内の一部、行徳支所管内）、浦安市	
	第7区	402432	野田市、流山市、松戸の第6区に属さない地域	
	第8区	393942	柏市の一部、我孫子市	
	第9区	343096	佐倉市、四街道市、若葉区	
	第10区	323984	銚子市、旭市、匝瑳市、香取市、香取郡、芝山町、横芝光町、山武市	
	第11区	315423	茂原市、東金市、勝浦市、いすみ市、長生郡、九十九里町、大網白里町、夷隅郡、鴨川市	
	第12区	356635	館山市、木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、南房総市、安房郡	
	第13区	313720	成田市、富里市、印旛郡、印西市、八街市	
	第14区	331355	鎌ヶ谷、白井市、柏市（旧13区）、船橋市の（法典、八木ヶ谷、豊富）地区	
島根県	第1区	293271	松江市、出雲市（旧平田市域）、安来市、雲南市、東出雲町、奥出雲町、海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町	
	第2区	301086	浜田市、出雲市（旧平田市域を除く）、益田市、大田市、江津市、飯南町、斐川町、川本町、美郷町、邑南町、津和野町、吉賀町	
高知県	第1区	327656	高知市（北部・東部・南部圏域（春野を除く））室戸市、安芸市、南国市、香南市、香美市、安芸郡、長岡郡、土佐郡、吾川郡いの町（旧本川村域）	
	第2区	305810	高知市の第6区に属さない地域、土佐市、須崎市、四万十市、宿毛市、土佐清水市、吾川郡、いの町（旧・本川村域を除く）、仁淀川町、高岡郡、越知町、佐川町、津野町、日高村、樺原町、中土佐町、四万十町、幡多郡、大月町、三原村、黒潮町	

⁵⁰ 平成 22 年度国勢調査(確定値)をもとに筆者作成。この時の小選挙区の平均有権者数は 347380 人である。また平均の 2/3 は 231587 人、4/3 は 463174 人である。この数字内に収まれば最大格差は 2 倍未満に収まることになる、